

放課後かまくらっ子「だいいち」地震発生時の行動マニュアル

令和2年11月10日 改訂

この行動マニュアルは、放課後かまくらっ子「だいいち」を対象とした、地震発生時の支援員や児童の行動マニュアルです。

1 支援員の心がまえ

いつ災害が起きてもあわてないように、常日頃から防災の知識を深め、一人ひとりが防災に関する心がまえや知識をしっかりと身に付けておく必要があります。

また、いつ起きるか分からない地震に備えるために、主震動停止後にすぐ行動できるよう、かかとのある上履きを常日頃しっかり履く等、小さなことから心がけましょう。

2 地震・津波発生時（予想時）の対応について

（1）基本的な考え方

地震・津波発生時（予想時）の対応について、児童の命を守ることを最優先とする。初震動時の行動が最も大切であり、パニック状態に陥らないように落ち着いて行動する。

（2）支援員の指示と行動

- ・ 支援員は落ち着いた態度で即時に判断し、口頭など状況に応じた方法で、明確で的確な指示をする。
- ・ 窓ガラスや戸棚のそばから離れ、近くにあるもの（ランドセル、クッション、ゲーム等）で頭を保護するよう児童に指示する。
頭を守るものがない場合は、両手で頭を保護するよう指示する。（日頃から訓練しておく。）
- ・ 指示の方法
「地震です。頭を守って！」 「私（支援員）のそばに集まってください。」
「頭を低くして」
- ・ 主震動停止後、児童を子どもの家等の安全と思われる部屋や場所に集める。
- ・ 出口を確保する。
- ・ 児童の保護者等への連絡網を持ち出せるように準備する。
- ・ 必要に応じ、情報収集及び関係機関と連絡・連携をとる。

放課後かまくらっ子「だいいち」については、大きな揺れを感じた場合、大津波または津波による浸水の危険があるため、防災行政用無線による特別警報（大津波警報）または津波警報のサイレンが鳴る前に直ちに第一小学校屋上へ避難する。

特別警報（大津波警報）または津波警報が解除された後は、御成中学校に避難する。

（３）避難にあたっての支援員の指示

ア 周囲の状況を判断し、状況に応じた方法で、支援員間で次の点を確認する。

- ・避難にあたっての準備
- ・避難する場所
- ・避難経路
- ・避難方法（徒歩等）

イ 児童にも避難についての呼びかけをする。

「これから避難します。」

「場所は第一小学校屋上（御成中学校）です。」

「私（支援員）の言うとおりにしましょう。」

（４）避難の準備

ア 児童、支援員とも服装を整える。

・支援員はヘルメットを着用し、児童は身近なもので頭部を保護し、支援員、児童ともできれば長袖・長ズボンを着用する。

・靴はしっかりはく。

イ 避難の場合の持ち物

日頃から一ヶ所にまとめ、すぐに持ち出して避難できるようにしておく。

避難用リュック（救急セット、筆記用具、シート、児童用連絡表等）、携帯電話、ラジオ、ランタン等

ウ 非常持ち出しは、児童用連絡表・出席簿及び最小限の非常用物品を携行する。

エ 子どもの家からの出火防止を完全にし、確認する。

オ 保護者への連絡のため子どもの家の入口などに避難先を掲示板などに明示しておく。

(5) 避難方法

- ア 子どもの家の安全な場所に児童を集め、人数を確認する。
- イ 歩ける児童は年齢に応じ2人1組（場合によっては1列）で歩く。支援員が前後又は左右につき、安全に配慮しながら誘導する。
- ウ 支援員と一緒に行動すること。「押さない、かけない、しゃべらない、戻らない。」を守り、児童が勝手な行動をしないよう、毅然とした態度で誘導する。
- エ けがをした児童は、支援員が背負ったりして避難させる。
- オ 動揺しやすい児童は、なるべく支援員の近くにおく。
- カ 避難路は、あらかじめ定めておいた道路を通る。定めてある経路が通行できない場合もあるので、2通り以上の経路を考えておく。
- キ 避難誘導中は、原則として児童の引渡しはしない。避難場所までついてきてもらい、引渡す。

(6) 避難場所では

- 保護者に対する避難場所の連絡は、一人帰りの児童から優先して行う。避難先では、できる限りシート等を使用して場所を確保する。児童の安全と異常の有無を点検する。児童達が決められた場所から離れないように見守りながら、不安がないように努め、保護者の引取りを待つ。

(7) 児童の引渡し

- ア 児童の引渡しは、可能な限り子どもの家で行うが、避難場所に避難している場合は避難先で行う。
- イ 児童の引渡しは、原則として保護者に引渡す。
- ウ 引渡しにあたっては必ず相互確認の上、「緊急時の児童引取簿」に日付、引渡し時間、引渡し場所、引取人氏名等を記録し、引取人のサインをもらう。
- エ 青少年課からの連絡により、児童の引渡し状況を定期的に青少年課に報告する。
- オ 保護者が、交通事情などにより直ちに引取りに来られない児童については、不安が少ないように努める。
- カ 引取者がいない児童については、青少年課と協議する。
- キ 引渡しが全員終了したら青少年課に報告する。

(8) 引渡し後の対応

【避難先で児童を引渡した後の対応】

- ・支援員は、危険がないと判断される場合には施設に戻り、施設や周辺の被害状況を確認して青少年課に報告する。
- ・施設に危険がある場合や施設に行くまでの間の危険が想定される場合には、避難先に留まり、時期を見て青少年課に連絡し、帰宅する。
(この場合の被害状況の確認は、津波警報等の解除後に市職員が行う。)

【施設に留まって児童を引渡した後の対応】

- ・支援員は、施設や周辺の被害状況等を確認して青少年課に報告する。
- ・施設の整理整頓、清掃を行う。
- ・その後、青少年課の指示を仰ぐ。

(9) 業務再開について

震度5弱以下の場合で、停電、施設の破損及び交通機関遮断等がなく、津波警報が解除または出ていない場合は、業務を再開する。

ア 準備

再開の準備として、次の項目により実施し、青少年課と調整し進める。

- (ア) 子どもの家内外の整理・清掃
- (イ) 支援員の確保
- (ウ) 電気・給水等ライフラインの確保・確認
- (エ) トイレの確認

イ 再開期日

業務再開準備が整い次第速やかに開始する。